

番 号：諮問第189号

答 申 日：令和2年9月23日

答 申

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和2年4月18日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し、「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和2年4月27日付け環生第04200002号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和2年5月1日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、公衆浴場建替工事に伴う掘削について、他目的掘削は一律全て許可を要せずという実質的許可を下した責任者の氏名及びその役職が分かる情報の開示を求めるというものである。
- 2 審査請求の理由
審査請求人が、審査請求書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容

を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 田辺市本宮町湯峰の公衆浴場建替工事に伴う掘削は、温泉枯渇の可能性が極めて高く、湯脈密集地帯の掘削に地元住民は反対している。
- (2) しかし、県は、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）の拡大解釈により「建築による掘削は一律すべて許可を要しない。」として源泉密集地帯の掘削は何をやっても自由であり規制はしないなどとし実質的許可の対応をしている。
- (3) 本件開示請求は、温泉法の監督機関である県の「他目的掘削」は一律全て「許可を要せず」として営利を目的とする公衆浴場建替工事に伴う掘削について「どのように掘削しても自由である。」という実質的許可を下した責任者の氏名及びその役職が分かる情報の開示を求めたものである。
- (4) 県は、審査請求人の求める情報の趣旨を十分に理解しているはずであるから求める情報を開示すべきである。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、諮問書及び審査請求に対する弁明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 田辺市本宮町湯峰の公衆浴場建替工事に伴う掘削工事については、建物の基礎を撤去するための掘削であり、温泉のゆう出を目的としない工事であることから、温泉法第 3 条に基づく土地の掘削許可の対象とはならない。
- (2) 本件開示請求の内容は、実施機関が許可をしたことを前提に、許可をした責任者の氏名等が分かる情報の開示を求める趣旨であり、審査請求書に記載された内容は、実施機関が許可をしていないことを前提に、許可を要しないと判断した責任者の氏名等が分かる情報の開示を求める趣旨である。文面上、本件開示請求を審査請求書に記載された趣旨のように解釈することは困難である。
- (3) 本件開示請求後の令和 2 年 4 月 21 日、実施機関は、審査請求人に対し、田辺市本宮町湯峰の公衆浴場建替工事に伴って、県が温泉法第 3 条に基づく掘削許可をしたという事実は存在せず、「掘削許可をした責任者の氏名及びその役職がわかる情報」という対象公文書を保有していない旨、電話で連絡した。

本件開示請求の内容であれば非開示決定となるため、「県が掘削許可は必要ないと判断した責任者氏名及びその役職」という開示請求であれば対応できる旨、審査請求人に対し情報提供を行ったが、審査請求人は本件開示請求について許可を要しないということは、実質的には許可を出したということであり、そのままの開示請求書でも分かるはずであると主張し、対応を行わなかった。そして、最終的には、審査請求人から、本件開示請求については非開示決定とし、

- 当該決定に対し審査請求する旨、及び本件開示請求とは別に「県が許可は必要ないと判断した責任者氏名及びその役職」を開示請求する旨伝えられた。
- (4) 審査請求人はそのままの開示請求書でも分かるはずであると主張したが、開示請求の対象文書の有無は、請求の本質的な内容であり、その変更は開示請求の本質を失わせるものであることから、本件開示請求に係る公文書の不存在は「形式上の不備」には当たらず、内容を変更することは補正の範囲を超え、開示請求の審査時点において請求の内容を変更することは適当ではない。
- (5) よって、本件開示請求について、「作成又は取得していないため」との理由で本件処分を行った。
- (6) なお、審査請求人は、本件審査請求と同日付けで審査請求の趣旨と同旨の内容で公文書開示請求を行い、実施機関は令和2年5月18日付けで部分開示決定している。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件対象公文書について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、実施機関は、開示請求書の記載によって通常読み取れる本件対象公文書は、湯峰の公衆浴場建替工事に伴う温泉法第3条の土地の掘削許可をした責任者氏名及びその役職が分かる情報が記載された文書であると主張する。これに対し、審査請求人は、本件対象公文書は、「他目的掘削」は一律全て「許可を要せず」として当該工事に伴う掘削について「どのように掘削しても自由である。」という実質的許可を下した責任者の氏名及びその役職が分かる情報が記載された文書であると主張する。

温泉法第3条第1項は、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。」と規定しており、実施機関の説明によると、当該工事については、

建物の基礎を撤去するための掘削であり、温泉のゆう出を目的としない工事であることから、温泉法第3条に基づく土地の掘削許可の対象とはならず、そもそも許可をしていないため、対象公文書を保有していないとのことである。

3 実施機関からの情報提供等について

条例第6条第1項第2号により、開示請求に当たっては、開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項を開示請求書に記載すべきことが定められている。したがって、開示請求に係る文書が特定されていることは、開示請求が適法となるための要件であり、実施機関が、開示請求書中の「公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」欄に記載された内容によって、いかなる文書が請求の対象となっているかを特定できる程度の記載が必要となる。

また、同条第2項において、実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、その補正を求めることができ、この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供する努力義務が定められている。

本事案について、実施機関は、本件処分前に、審査請求人に対し、県が温泉法第3条に基づく掘削許可をしたという事実は存在せず、「掘削許可をした責任者の氏名及びその役職がわかる情報」は保有していないことから、本件開示請求の内容であれば非開示決定となる旨伝えたとのことである。その上で、「県が掘削許可は必要ないと判断した責任者氏名及びその役職」という開示請求であれば対応できる旨、審査請求人に伝えたところ、審査請求人からは、本件開示請求について許可を要しないということは、実質的には許可を出したということであり、そのままの開示請求書でも分かるはずであると伝えられたと実施機関は説明する。このやりとりについて、審査請求人が明確に否定しないことに加え、実施機関の説明どおり、本件処分後に本件審査請求が、そして審査請求の趣旨と同旨の内容の公文書開示請求が本件審査請求と同日付けで提出されていることから、当該やりとりは実際に行われていたと認められる。

条例第6条の規定から、開示請求書の記載によって開示請求に係る公文書が特定されていると認められる場合には、開示請求書の記載によって特定された公文書の開示の可否を判断すれば足りると解するのが相当であり、本件開示請求について、実施機関は、開示請求書の記載によって「掘削許可をした責任者氏名及びその役職が分かる情報が記載された文書」が本件対象公文書であると特定しており、当審査会も、開示請求書の記載から通常読み取れる本件対象公文書は、実施機関の特定どおりであると考えられる。

公文書の特定が妥当である以上、開示請求書に形式上の不備があるとはいえず、審査請求人に補正を促すべき事案ではないと認められる。

4 本件処分の妥当性について

実施機関の説明によると、本件公衆浴場建替工事に伴う掘削については、温泉法第3条に基づく要許可行為ではなく、許可していないことから、本件対象公文書を保有していないとのことであり、この実施機関の説明に特段不合理な点はなく、本件対象公文書は存在しないと認められる。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」として非開示決定を行った本件処分は妥当である。

なお、実施機関は、開示決定前に審査請求人に対し、本件開示請求の記載内容であれば非開示決定となるが、「県が掘削許可は必要ないと判断した責任者氏名及びその役職」という開示請求であれば対応できる旨、口頭により伝えている。

この実施機関による情報提供は、前記のとおり、条例第6条第2項による補正を促すものではなく、当該情報提供の後も、審査請求人が本件開示請求の当初の記載を維持した以上、実施機関が本件開示請求の記載に従い開示の可否を判断したことは妥当である。

5 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和2年5月19日	○諮問（実施機関）
令和2年6月30日	○弁明書の写しを受理
令和2年7月6日	○審議
令和2年7月14日	○審査請求人から意見書を受理
令和2年8月3日	○審議
令和2年9月11日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和2年4月18日	和歌山県田辺市本宮町湯峰の公衆浴場建て替え工事に伴う源泉密集地帯の掘削工事における温泉法第3条に基づく土地の掘削許可について、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課環境生活班が掘削許可をしたその責任者氏名及びその役職が分かる情報。